二九一　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　三一　172　二七三
二九二　作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件　三一　172　二七三
八六九　**○農林水産省**　漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の規定に基づく農林水産大臣が定めた期間を定める件の一部を改正する件　一　四　四
八七〇　うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件　一　四　四
八七一　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　一　六　四
八七二―八八五　保安林の指定をする件　二　二　三
八八九六―九〇二　〃　三　三　三
九〇三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件　三　150　二四
九〇四　資源管理基本方針の一部を変更する告示　六　二
九〇五　特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　六　三
九〇六　特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群、ぶり及びみなみまぐろ）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　六　三　三
九〇七　保安林の指定をする件　六　三　三
九〇八―九一五　〃　七　三　三
九一六―九四八　〃　七　三　三
九四七―九五五　〃　八　三　三
九五六―九七〇　〃　九　三　三
九七一―九八五　〃　一〇　二　二
九八六　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　一三　一三　四
九八七　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　一四　157　一五
九八八―九九五　保安林の指定をする件　一五　一五　三
九九六　飼料の公定規格の一部を改正する件　一五　158　一二
九九七　肥料を登録した件　一六　一二　二
九九八　農薬を登録した件　一六　一二　三
九九九　農薬の登録が失効した件　一六　一三　三
一〇〇〇　保安林の指定をする件　一七　一三　三
一〇〇一　保安林の指定を解除する件　一七　一三　三
一〇〇二　保安林の指定をする件　一七　160　六六
一〇〇三―一〇一四　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一七　160　六六
一〇一五　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二一　四　四
一〇一六　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　二一　四　四
一〇一七　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二一　四　四
一〇一八　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二一　五　四
一〇一九―一〇三四　保安林の指定をする件　二二　二　六
一〇三五　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二二　四　六
一〇三六　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二二　162　一〇
一〇三七―一〇五四　保安林の指定をする件　二三　一　一
一〇五五　平成二十七年農林水産省告示第二千七百八十七号及び令和二年農林水産省告示第三百三十五号の一部を改正する告示　二三　163　二六
一〇五六　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　二四　四　四
一〇五七　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　二四　四　四
一〇五八―一〇七三　保安林の指定をする件　二七　二　二
一〇七四　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二七　四　四
一〇七五　漁獲・特定養殖共済に関する事項を定める告示の一部を改正する告示　二七　167　二七
一〇七六　肥料の登録の有効期間を更新した件　二八　168　二
一〇七七　生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件　二八　168　五